

公益財団法人豊田市文化振興財団 令和6年12月臨時理事会

令和6年12月20日（金）午前9時30分

豊田市民文化会館 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

議案第3号 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について

議案第4号 公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の一部を改正する規則について

議案第5号 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について

議案第6号 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則について

議案第7号 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正する規則について

議案第8号 役員等賠償責任保険契約の決定について

3 報告事項

理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況について

4 その他

(1) 豊田市文化振興財団表彰の候補者の推薦について

(2) 令和7年3月定時理事会の日程について

令和7年3月25日（火）午後2時

会場 豊田市民文化会館 多目的ホール

公益財団法人 豊田市文化振興財団 役員

役職名	氏名	所属・役職等
理事長	豊田 彬子	公益財団法人あすて 理事長
副理事長	杉山 基明	元豊田市副市長
専務理事	藤本 聡	公益財団法人豊田市文化振興財団
理事	石崎 正樹	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 室長
理事	河木 照雄	豊田商工会議所 副会頭
理事	後藤 哲也	豊田市地域振興部長
理事	杉坂 盛雄	ひまわりネットワーク株式会社 常務取締役
理事	竹内 寧	豊田市こども・若者部長
理事	八木 健次	豊田市生涯活躍部長
監事	兼子 浩一	税理士
監事	塚田 良	豊田市総務部副部長

令和6年度 議案第3号

令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、令和6年度予算の補正を行い、適正な執行を図りたいからである。

補正予算書 (損益ベース)

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

全会計

(単位：円)

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,243,000	0	1,243,000
基本財産受取利息	1,243,000	0	1,243,000
特定資産運用益	1,397,000	0	1,397,000
退職給付引当資産受取利息	1,247,000	0	1,247,000
傷害互助会積立資産受取利息	150,000	0	150,000
受取会費	4,620,000	0	4,620,000
会員受取会費	4,620,000	0	4,620,000
事業収益	116,524,000	0	116,524,000
市民文化会館事業収益	14,478,000	0	14,478,000
総合野外センター事業収益	15,472,000	0	15,472,000
青少年センター事業収益	402,000	0	402,000
科学体験館事業収益	1,640,000	0	1,640,000
文化事業収益	7,830,000	0	7,830,000
コンサートホール事業収益	67,987,000	0	67,987,000
市民文化会館販売事業収益	1,705,000	0	1,705,000
総合野外センター販売事業収益	22,000	0	22,000
交流館販売事業収益	5,928,000	0	5,928,000
産業文化センター販売事業収益	631,000	0	631,000
青少年センター販売事業収益	241,000	0	241,000
教職員会館販売事業収益	188,000	0	188,000
受取補助金等	1,428,727,000	0	1,428,727,000
受取人事管理補助金	1,428,727,000	0	1,428,727,000
事業受託収益	1,161,560,000	△ 2,542,000	1,159,018,000
指定管理等収益	1,151,879,000	△ 2,542,000	1,149,337,000
青少年センター事業受託収益	2,162,000	0	2,162,000
シニアアカデミー受託収益	7,519,000	0	7,519,000
受取助成金	2,200,000	0	2,200,000
受取助成金	2,200,000	0	2,200,000
受取負担金	174,655,000	0	174,655,000
受取総合野外センター事業負担金	780,000	0	780,000
受取青少年センター事業負担金	8,722,000	0	8,722,000
受取文化事業負担金	58,143,000	0	58,143,000
受取コンサートホール事業負担金	106,586,000	0	106,586,000
受取市民文化会館事業負担金	424,000	0	424,000
受取保険金等	4,700,000	0	4,700,000
受取掛金	3,750,000	0	3,750,000
受取保険金	950,000	0	950,000
受取寄付金	140,000	1,000,000	1,140,000
受取寄付金	140,000	0	140,000
受取寄付金振替額	0	1,000,000	1,000,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
雑収益	440,000	0	440,000
受取利息	440,000	0	440,000
經常収益計	2,896,206,000	△ 1,542,000	2,894,664,000
(2) 經常費用			
事業費	2,931,880,000	△ 2,002,000	2,929,878,000
役員報酬	7,545,000	0	7,545,000
給料手当	1,119,370,000	0	1,119,370,000
法定福利費	201,959,000	0	201,959,000
福利厚生費	2,221,000	0	2,221,000
賞与引当金繰入額	89,801,000	0	89,801,000
退職給付費用	53,263,000	0	53,263,000
賃金	10,305,000	0	10,305,000
報償費	67,537,000	0	67,537,000
旅費	5,029,000	0	5,029,000
交際費	120,000	0	120,000
消耗品費	47,131,000	343,000	47,474,000
燃料費	13,861,000	0	13,861,000
食糧費	1,800,000	0	1,800,000
印刷製本費	26,811,000	0	26,811,000
光熱水費	289,434,000	0	289,434,000
修繕費	41,945,000	0	41,945,000
医薬材料費	148,000	0	148,000
賄材料費	11,586,000	0	11,586,000
通信運搬費	18,190,000	0	18,190,000
広告料	4,315,000	0	4,315,000
手数料	55,542,000	170,000	55,712,000
筆耕翻訳料	230,000	0	230,000
保険料	6,711,000	0	6,711,000
委託料	744,275,000	0	744,275,000
使用料	101,654,000	△ 2,515,000	99,139,000
原材料費	216,000	0	216,000
負担金	6,318,000	0	6,318,000
寄付金	500,000	0	500,000
公課費	2,720,000	0	2,720,000
見舞金	1,343,000	0	1,343,000
管理費	3,896,000	0	3,896,000
役員報酬	465,000	0	465,000
給料手当	1,120,000	0	1,120,000
法定福利費	230,000	0	230,000
福利厚生費	69,000	0	69,000
賞与引当金繰入額	90,000	0	90,000
退職給付費用	53,000	0	53,000
報償費	506,000	0	506,000
旅費	9,000	0	9,000
交際費	137,000	0	137,000
消耗品費	43,000	0	43,000
燃料費	10,000	0	10,000
食糧費	10,000	0	10,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
印刷製本費	116,000	0	116,000
修繕費	12,000	0	12,000
賄材料費	6,000	0	6,000
通信運搬費	25,000	0	25,000
手数料	325,000	0	325,000
保険料	12,000	0	12,000
使用料	261,000	0	261,000
負担金	352,000	0	352,000
公課費	45,000	0	45,000
経常費用計	2,935,776,000	△ 2,002,000	2,933,774,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 39,570,000	460,000	△ 39,110,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 39,570,000	460,000	△ 39,110,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 39,570,000	460,000	△ 39,110,000
当期一般正味財産増減額	△ 39,570,000	460,000	△ 39,110,000
一般正味財産期首残高	149,370,335	△ 36,736,832	112,633,503
一般正味財産期末残高	109,800,335	△ 36,276,832	73,523,503
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	412,435,000	0	412,435,000
指定正味財産期末残高	412,435,000	0	412,435,000
III 正味財産期末残高	522,235,335	△ 36,276,832	485,958,503

令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算の概要

【要旨】

事業受託収益等の減に伴い、経常収益を1,542千円減額し2,894,664千円、経常収益減に伴う事業費の減のため、経常費用を2,002千円減額し2,933,774千円に補正する。

また、前年度決算による期末残高の確定に伴い、当年度の一般正味財産の期首残高を36,736千円減額し112,634千円に補正する。以上により、一般正味財産期末残高を73,524千円、正味財産期末残高を485,959千円に補正する。

(単位：千円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
【一般正味財産増減の部：経常増減の部】				
事業受託収益	1,161,560	△ 2,542	1,159,018	<ul style="list-style-type: none"> ・産業文化センター ITVリース料を市で執行することによる指定管理料の減2,071千円 ・とよた科学体験館 ITVリース料を市で執行することによる指定管理料の減444千円 ・青少年センター ITVリース料を市で執行することによる指定管理料の減43千円 ・産業文化センター 消耗品費減額による指定管理料の減4千円 ・歌舞伎伝承館 消耗品費増額による指定管理料の増20千円
受取寄付金	140	1,000	1,140	<ul style="list-style-type: none"> ・文化事業課 加藤矢舟氏寄付金の一般正味財産への振替による増200千円（こども創造劇場） ・文化事業課 加藤矢舟氏寄付金の一般正味財産への振替による増587千円（マーチングバンド・少年少女合唱団） ・コンサートホール 加藤矢舟氏寄付金の一般正味財産への振替による増213千円（ジュニアオーケストラ）
経常収益計	2,896,206	△ 1,542	2,894,664	
事業費	2,931,880	△ 2,002	2,929,878	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の減2,002千円（うち、消耗品費343千円増、手数料170千円増、使用料2,515千円減）
経常費用計	2,935,776	△ 2,002	2,933,774	
一般正味財産期首残高	149,370	△ 36,736	112,634	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算に伴い、一般正味財産が当初予算より減少したため。
一般正味財産期末残高	109,800	△ 36,276	73,524	

【指定正味財産増減の部】				
指定正味財産期首残高	412,435	0	412,435	
指定正味財産期末残高	412,435	0	412,435	
【正味財産期末残高】				
正味財産期末残高	522,235	△ 36,276	485,959	

令和6年度 議案第4号

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、役職定年による職員の補職名変更に伴い、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

区 分	職 名	補職名
職 員	参 事	部 長
	主 幹	部 長
		課 長
	副主幹	所 長
		館 長
		局 長
	主任主査	所 長
館 長		
主 査	—	
主 事	—	
書 記	—	
再任用職員	主 幹	課 長
		所 長
		館 長
	副主幹	副 館 長
		所 長
	主任主査	副 所 長
館 長		
主 査	—	
主 事	—	
特定業務職員	所 長	—
	主任主査	
	館 長	
主任指導主事	指導主事	—
	主任主事	
事務主事	事務主事	—
	交流館主事	

附 則

この規則は、議決の日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の新旧対照表

新			旧			
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)			
区分	職名	補職名	区分	職名	補職名	
職員	参事	部長	職員	参事	部長	
	主幹	部長		主幹	部長	部長
		課長				課長
		所長				所長
	副主幹	課長		副主幹	副主幹	課長
		所長				所長
		局長				局長
	主任主査	副所長		主任主査	主任主査	副所長
副館長		副館長				
主査	—	主査	—			
主事	—	主事	—			
書記	—	書記	—			
再任用職員	主幹	課長	再任用職員	主幹	課長	
		所長			所長	
	副館長	副主幹		副館長		
	所長			所長		
	副所長			副所長		
副主幹	館長	副主幹	副主幹	館長		
	局長			局長		
主任主査	所長	主任主査	主任主査	—		
	副館長			—		
主査	—	主査	—			
主事	—	主事	—			

特定業務職員	所長 主任主査 館長 主任指導主事	—	特定業務職員	所長 主任主査 館長 主任指導主事	—
	指導主事 主任主事	—		指導主事 主任主事	—
	事務主事 交流館主事	—		事務主事 交流館主事	—

令和6年度 議案第5号

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和6年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直しについて」の通知及び職員の補職名変更に伴い、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則

第1条 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第31条第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第4項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同条第6項に次の1号を加える。

（7）第18条の規定により給料を減額された期間については、その全期間別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

(単位:円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2号給	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3号給	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4号給	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5号給	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6号給	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7号給	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8号給	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9号給	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10号給	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11号給	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12号給	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13号給	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14号給	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15号給	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16号給	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17号給	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18号給	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19号給	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20号給	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21号給	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22号給	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23号給	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24号給	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25号給	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26号給	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27号給	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28号給	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29号給	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30号給	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31号給	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32号給	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33号給	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34号給	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35号給	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36号給	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37号給	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38号給	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39号給	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40号給	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41号給	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42号給	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43号給	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44号給	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45号給	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46号給	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47号給	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48号給	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49号給	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50号給	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51号給	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52号給	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53号給	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54号給	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55号給	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000

(単位：円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56号給	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57号給	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58号給	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59号給	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
	60号給	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61号給	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62号給	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63号給	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64号給	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
	65号給	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66号給	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
	67号給	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68号給	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69号給	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70号給	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71号給	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
	72号給	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
	73号給	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
	74号給	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
	75号給	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
	76号給	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
	77号給	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
	78号給	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
	79号給	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
	80号給	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
	81号給	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
	82号給	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
	83号給	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
	84号給	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
	85号給	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86号給	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
	87号給	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
	88号給	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
	89号給	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
	90号給	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91号給	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92号給	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93号給	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94号給		299,400	347,400				
	95号給		299,700	347,800				
	96号給		300,100	348,200				
	97号給		300,300	348,400				
	98号給		300,600	348,800				
	99号給		301,000	349,200				
	100号給		301,400	349,500				
	101号給		301,600	349,800				
	102号給		301,900	350,200				
	103号給		302,200	350,600				
	104号給		302,500	351,000				
	105号給		302,700	351,500				
	106号給		303,000	351,900				
	107号給		303,300	352,300				
	108号給		303,600	352,700				
	109号給		303,800	353,200				
	110号給		304,200	353,600				
	111号給		304,600	353,900				

(単位：円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	112号給		304,900	354,200				
	113号給		305,100	354,700				
	114号給		305,300					
	115号給		305,600					
	116号給		306,000					
	117号給		306,200					
	118号給		306,400					
	119号給		306,700					
	120号給		307,000					
	121号給		307,400					
	122号給		307,600					
	123号給		307,900					
	124号給		308,200					
	125号給		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

別表第6中

「

主 幹	課長・所長 館長・副所長	57,100円
副主幹	課長・所長 館長・副所長	57,100円

」

を

「

主 幹	課長 所長・館長	57,100円
副主幹	課長 所長・館長	57,100円

」

に改める。

別表第12第2号の部中「・副所長」を削る。

第2条 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第31条第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第4項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与規則の規定は、令和6年4月1日から適用し、同条の規定（給与規則第30条第3項及び第4項並びに第31条第3項及び第4項の改正規定に限る。）による改正後の給与規則の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは、「<u>100分の48.75</u>」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>

(1)～(6) (略)

(7) 第18条の規定により給料を減額された
期間については、その全期間

別表第1 (第10条関係)

(別添)

別表第6 (第19条関係)

職名	補職名	支給額
参事	部長	77,400円
主幹	部長	77,400円
	課長 所長・館長	57,100円
副主幹	課長 所長・館長	57,100円
	局長 副所長・副館長	49,600円

別表第1.2 (第39条関係)

調整月額職員区分表 (事務職)

区分	職名	補職名
第1号	参事	部長
	主幹	部長
第2号	主幹	課長・所長・ 館長
	副主幹	課長・所長・ 館長
第3号	副主幹	局長・副所長 ・副館長
第4号	主任主査	—

(1)～(6) (略)

[追加]

別表第1 (第10条関係)

(別添)

別表第6 (第19条関係)

職名	補職名	支給額
参事	部長	77,400円
主幹	部長	77,400円
	課長・所長 館長・副所長	57,100円
副主幹	課長・所長 館長・副所長	57,100円
	局長 副所長・副館長	49,600円

別表第1.2 (第39条関係)

調整月額職員区分表 (事務職)

区分	職名	補職名
第1号	参事	部長
	主幹	部長
第2号	主幹	課長・所長・ 館長・副所長
	副主幹	課長・所長・ 館長・副所長
第3号	副主幹	局長・副所長 ・副館長
第4号	主任主査	—

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級				2 級				3 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	183,500	21,400	13.20	208,000	230,000	22,000	10.58	240,900	261,300	20,400	8.47
	2	163,200	184,600	21,400	13.11	209,700	231,500	21,800	10.40	242,400	262,300	19,900	8.21
	3	164,400	185,800	21,400	13.02	211,400	233,000	21,600	10.22	243,800	263,300	19,500	8.00
	4	165,500	186,900	21,400	12.93	212,900	234,500	21,600	10.15	245,200	264,300	19,100	7.79
	5	166,600	188,000	21,400	12.85	214,400	236,000	21,600	10.07	246,400	265,300	18,900	7.67
	6	167,700	189,700	22,000	13.12	216,200	237,500	21,300	9.85	248,000	266,300	18,300	7.38
	7	168,800	191,300	22,500	13.33	217,900	239,000	21,100	9.68	249,500	267,300	17,800	7.13
	8	169,900	192,900	23,000	13.54	219,600	240,500	20,900	9.52	250,900	268,300	17,400	6.94
	9	170,900	194,500	23,600	13.81	221,100	242,000	20,900	9.45	252,000	269,300	17,300	6.87
	10	172,300	196,200	23,900	13.87	222,600	243,400	20,800	9.34	253,400	270,300	16,900	6.67
	11	173,600	197,800	24,200	13.94	224,100	244,800	20,700	9.24	254,900	271,300	16,400	6.43
	12	174,900	199,400	24,500	14.01	225,600	246,200	20,600	9.13	256,200	272,300	16,100	6.28
	13	176,100	201,000	24,900	14.14	226,800	247,400	20,600	9.08	257,500	273,300	15,800	6.14
	14	177,600	202,700	25,100	14.13	228,200	248,600	20,400	8.94	258,700	274,300	15,600	6.03
	15	179,100	204,400	25,300	14.13	229,600	249,800	20,200	8.80	259,900	275,300	15,400	5.93
	16	180,700	206,100	25,400	14.06	231,000	251,000	20,000	8.66	261,100	276,400	15,300	5.86
	17	181,800	207,400	25,600	14.08	232,400	252,100	19,700	8.48	262,300	277,400	15,100	5.76
	18	183,200	209,000	25,800	14.08	234,000	253,200	19,200	8.21	263,600	278,700	15,100	5.73
	19	184,600	210,600	26,000	14.08	235,500	254,300	18,800	7.98	264,900	280,000	15,100	5.70
	20	186,000	212,100	26,100	14.03	236,900	255,400	18,500	7.81	266,200	281,200	15,000	5.63
	21	187,300	213,600	26,300	14.04	238,100	256,400	18,300	7.69	267,600	282,500	14,900	5.57
	22	189,600	215,200	25,600	13.50	239,700	257,400	17,700	7.38	269,100	283,800	14,700	5.46
	23	191,800	216,800	25,000	13.03	241,200	258,400	17,200	7.13	270,700	285,000	14,300	5.28
	24	194,000	218,400	24,400	12.58	242,600	259,400	16,800	6.92	272,200	286,200	14,000	5.14
	25	196,200	220,000	23,800	12.13	243,600	260,400	16,800	6.90	273,800	287,300	13,500	4.93
	26	197,900	221,700	23,800	12.03	245,100	261,300	16,200	6.61	275,500	288,500	13,000	4.72
	27	199,400	223,000	23,600	11.84	246,400	262,200	15,800	6.41	277,100	289,800	12,700	4.58
	28	200,900	224,300	23,400	11.65	247,600	263,100	15,500	6.26	278,700	291,100	12,400	4.45
	29	202,400	225,600	23,200	11.46	248,700	263,900	15,200	6.11	280,300	292,400	12,100	4.32
	30	203,800	226,700	22,900	11.24	249,700	264,700	15,000	6.01	281,800	293,400	11,600	4.12
	31	205,200	227,800	22,600	11.01	250,600	265,500	14,900	5.95	283,300	294,400	11,100	3.92
	32	206,600	228,900	22,300	10.79	251,500	266,300	14,800	5.88	284,800	295,500	10,700	3.76
	33	208,000	230,000	22,000	10.58	252,400	267,000	14,600	5.78	285,900	296,600	10,700	3.74
	34	209,300	231,100	21,800	10.42	253,300	267,800	14,500	5.72	287,500	297,800	10,300	3.58
	35	210,600	232,200	21,600	10.26	254,100	268,600	14,500	5.71	289,000	298,900	9,900	3.43
	36	211,900	233,300	21,400	10.10	254,900	269,300	14,400	5.65	290,500	300,100	9,600	3.30
	37	213,200	234,400	21,200	9.94	255,600	270,000	14,400	5.63	291,900	301,300	9,400	3.22
	38	214,400	235,400	21,000	9.79	256,700	270,800	14,100	5.49	293,500	302,600	9,100	3.10
	39	215,600	236,400	20,800	9.65	257,900	271,600	13,700	5.31	295,100	303,900	8,800	2.98
	40	216,700	237,300	20,600	9.51	259,000	272,300	13,300	5.14	296,700	305,200	8,500	2.86
	41	217,800	238,200	20,400	9.37	260,200	273,000	12,800	4.92	298,200	306,500	8,300	2.78
	42	218,900	239,100	20,200	9.23	261,400	273,800	12,400	4.74	299,800	307,800	8,000	2.67
	43	219,900	239,900	20,000	9.10	262,500	274,600	12,100	4.61	301,300	309,100	7,800	2.59
	44	220,900	240,700	19,800	8.96	263,600	275,300	11,700	4.44	302,800	310,400	7,600	2.51
	45	221,800	241,400	19,600	8.84	264,700	276,000	11,300	4.27	304,400	311,700	7,300	2.40
	46	222,700	242,000	19,300	8.67	265,800	276,700	10,900	4.10	306,000	313,000	7,000	2.29
	47	223,600	242,600	19,000	8.50	266,900	277,400	10,500	3.93	307,600	314,300	6,700	2.18
	48	224,500	243,200	18,700	8.33	267,900	278,100	10,200	3.81	309,100	315,400	6,300	2.04
	49	225,400	243,800	18,400	8.16	268,900	278,800	9,900	3.68	310,000	316,300	6,300	2.03
	50	226,300	244,400	18,100	8.00	269,900	279,500	9,600	3.56	311,500	317,600	6,100	1.96
	51	227,200	245,000	17,800	7.83	270,900	280,200	9,300	3.43	313,000	318,900	5,900	1.88
	52	228,100	245,500	17,400	7.63	271,800	280,900	9,100	3.35	314,600	320,200	5,600	1.78
	53	228,900	246,000	17,100	7.47	272,700	281,500	8,800	3.23	316,200	321,400	5,200	1.64
	54	229,800	246,400	16,600	7.22	273,600	282,200	8,600	3.14	317,800	322,700	4,900	1.54
	55	230,700	246,700	16,000	6.94	274,500	282,800	8,300	3.02	319,300	323,900	4,600	1.44
	56	231,500	247,000	15,500	6.70	275,400	283,500	8,100	2.94	320,800	325,100	4,300	1.34
	57	231,800	247,300	15,500	6.69	276,300	284,100	7,800	2.82	322,200	326,400	4,200	1.30
	58	232,600	247,600	15,000	6.45	277,200	284,800	7,600	2.74	323,400	327,500	4,100	1.27
	59	233,300	247,900	14,600	6.26	278,100	285,400	7,300	2.62	324,500	328,600	4,100	1.26
	60	233,900	248,200	14,300	6.11	279,000	286,100	7,100	2.54	325,600	329,700	4,100	1.26
	61	234,500	248,500	14,000	5.97	280,000	286,700	6,700	2.39	326,300	330,400	4,100	1.26
	62	235,200	248,800	13,600	5.78	281,000	287,400	6,400	2.28	327,200	331,300	4,100	1.25
	63	235,800	249,100	13,300	5.64	281,900	288,000	6,100	2.16	328,000	332,000	4,000	1.22
	64	236,300	249,400	13,100	5.54	282,800	288,500	5,700	2.02	328,800	332,800	4,000	1.22
	65	236,800	249,700	12,900	5.45	283,300	289,000	5,700	2.01	329,600	333,600	4,000	1.21
	66	237,300	250,000	12,700	5.35	284,000	289,600	5,600	1.97	330,000	334,000	4,000	1.21
	67	237,800	250,300	12,500	5.26	284,700	290,100	5,400	1.90	330,600	334,600	4,000	1.21
	68	238,400	250,600	12,200	5.12	285,600	290,700	5,100	1.79	331,300	335,300	4,000	1.21
	69	238,900	250,900	12,000	5.02	286,600	291,200	4,600	1.61	332,100	336,100	4,000	1.20
	70	239,400	251,200	11,800	4.93	287,400	291,700	4,300	1.50	332,800	336,800	4,000	1.20

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級				2 級				3 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
	71	239,900	251,500	11,600	4.84	288,200	292,300	4,100	1.42	333,500	337,500	4,000	1.20
	72	240,400	251,800	11,400	4.74	289,000	292,900	3,900	1.35	334,100	338,100	4,000	1.20
	73	240,900	252,100	11,200	4.65	289,700	293,400	3,700	1.28	334,600	338,600	4,000	1.20
	74	241,400	252,400	11,000	4.56	290,200	293,900	3,700	1.27	335,200	339,200	4,000	1.19
	75	241,800	252,700	10,900	4.51	290,600	294,300	3,700	1.27	335,700	339,700	4,000	1.19
	76	242,300	253,000	10,700	4.42	291,000	294,600	3,600	1.24	336,300	340,300	4,000	1.19
	77	242,800	253,300	10,500	4.32	291,200	294,800	3,600	1.24	336,600	340,600	4,000	1.19
	78	243,300	253,600	10,300	4.23	291,500	295,100	3,600	1.23	337,100	341,100	4,000	1.19
	79	243,800	253,900	10,100	4.14	291,700	295,300	3,600	1.23	337,500	341,500	4,000	1.19
	80	244,300	254,200	9,900	4.05	292,000	295,600	3,600	1.23	337,900	341,900	4,000	1.18
	81	244,700	254,500	9,800	4.00	292,200	295,800	3,600	1.23	338,300	342,300	4,000	1.18
	82	245,200	254,800	9,600	3.92	292,400	296,000	3,600	1.23	338,800	342,800	4,000	1.18
	83	245,600	255,100	9,500	3.87	292,700	296,300	3,600	1.23	339,300	343,300	4,000	1.18
	84	246,000	255,400	9,400	3.82	292,900	296,500	3,600	1.23	339,800	343,800	4,000	1.18
	85	246,400	255,700	9,300	3.77	293,200	296,800	3,600	1.23	340,100	344,100	4,000	1.18
	86	246,800	256,000	9,200	3.73	293,500	297,100	3,600	1.23	340,500	344,500	4,000	1.17
	87	247,200	256,300	9,100	3.68	293,800	297,400	3,600	1.23	341,000	344,900	3,900	1.14
	88	247,600	256,600	9,000	3.63	294,100	297,700	3,600	1.22	341,400	345,300	3,900	1.14
	89	248,000	256,900	8,900	3.59	294,400	298,000	3,600	1.22	341,700	345,600	3,900	1.14
	90	248,500	257,200	8,700	3.50	294,800	298,300	3,500	1.19	342,100	346,000	3,900	1.14
	91	248,800	257,500	8,700	3.50	295,100	298,600	3,500	1.19	342,600	346,400	3,800	1.11
	92	249,100	257,800	8,700	3.49	295,500	299,000	3,500	1.18	343,000	346,800	3,800	1.11
	93	249,400	258,100	8,700	3.49	295,700	299,200	3,500	1.18	343,200	347,000	3,800	1.11
	94					295,900	299,400	3,500	1.18	343,600	347,400	3,800	1.11
	95					296,200	299,700	3,500	1.18	344,100	347,800	3,700	1.08
	96					296,600	300,100	3,500	1.18	344,500	348,200	3,700	1.07
	97					296,800	300,300	3,500	1.18	344,700	348,400	3,700	1.07
	98					297,100	300,600	3,500	1.18	345,100	348,800	3,700	1.07
	99					297,500	301,000	3,500	1.18	345,500	349,200	3,700	1.07
	100					297,900	301,400	3,500	1.17	345,800	349,500	3,700	1.07
	101					298,100	301,600	3,500	1.17	346,100	349,800	3,700	1.07
	102					298,400	301,900	3,500	1.17	346,500	350,200	3,700	1.07
	103					298,800	302,200	3,400	1.14	346,900	350,600	3,700	1.07
	104					299,100	302,500	3,400	1.14	347,300	351,000	3,700	1.07
	105					299,300	302,700	3,400	1.14	347,800	351,500	3,700	1.06
	106					299,600	303,000	3,400	1.13	348,200	351,900	3,700	1.06
	107					300,000	303,300	3,300	1.10	348,600	352,300	3,700	1.06
	108					300,300	303,600	3,300	1.10	349,000	352,700	3,700	1.06
	109					300,500	303,800	3,300	1.10	349,500	353,200	3,700	1.06
	110					300,900	304,200	3,300	1.10	349,900	353,600	3,700	1.06
	111					301,300	304,600	3,300	1.10	350,200	353,900	3,700	1.06
	112					301,600	304,900	3,300	1.09	350,500	354,200	3,700	1.06
	113					301,800	305,100	3,300	1.09	351,000	354,700	3,700	1.05
	114					302,000	305,300	3,300	1.09				
	115					302,300	305,600	3,300	1.09				
	116					302,700	306,000	3,300	1.09				
	117					302,900	306,200	3,300	1.09				
	118					303,100	306,400	3,300	1.09				
	119					303,400	306,700	3,300	1.09				
	120					303,700	307,000	3,300	1.09				
	121					304,100	307,400	3,300	1.09				
	122					304,300	307,600	3,300	1.08				
	123					304,600	307,900	3,300	1.08				
	124					304,900	308,200	3,300	1.08				
	125					305,200	308,500	3,300	1.08				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率
		188,700	192,000	3,300	1.75	216,200	219,500	3,300	1.53	256,200	260,000	3,800	1.48

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	4 級				5 級				6 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	271,600	287,300	15,700	5.78	295,400	309,800	14,400	4.87	323,100	335,000	11,900	3.68
	2	273,200	288,900	15,700	5.75	297,500	311,500	14,000	4.71	325,300	336,900	11,600	3.57
	3	274,700	290,400	15,700	5.72	299,500	313,200	13,700	4.57	327,500	338,700	11,200	3.42
	4	276,300	291,900	15,600	5.65	301,400	314,700	13,300	4.41	329,500	340,500	11,000	3.34
	5	277,800	293,400	15,600	5.62	303,200	316,100	12,900	4.25	331,500	342,200	10,700	3.23
	6	279,500	294,900	15,400	5.51	305,000	317,400	12,400	4.07	333,500	343,900	10,400	3.12
	7	281,300	296,300	15,000	5.33	306,600	318,700	12,100	3.95	335,400	345,500	10,100	3.01
	8	283,100	297,600	14,500	5.12	308,200	320,000	11,800	3.83	337,300	347,200	9,900	2.94
	9	284,800	298,800	14,000	4.92	309,800	321,300	11,500	3.71	339,200	348,800	9,600	2.83
	10	286,700	300,300	13,600	4.74	312,000	323,100	11,100	3.56	341,200	350,500	9,300	2.73
	11	288,500	301,800	13,300	4.61	314,200	324,900	10,700	3.41	343,200	352,100	8,900	2.59
	12	290,300	303,200	12,900	4.44	316,200	326,600	10,400	3.29	345,200	353,700	8,500	2.46
	13	292,100	304,600	12,500	4.28	318,200	328,300	10,100	3.17	347,000	355,200	8,200	2.36
	14	293,700	305,700	12,000	4.09	320,200	330,000	9,800	3.06	349,000	356,900	7,900	2.26
	15	295,100	306,700	11,600	3.93	322,100	331,700	9,600	2.98	350,900	358,500	7,600	2.17
	16	296,500	307,900	11,400	3.84	324,000	333,400	9,400	2.90	352,800	360,100	7,300	2.07
	17	298,000	309,100	11,100	3.72	325,900	335,000	9,100	2.79	354,500	361,700	7,200	2.03
	18	300,000	310,700	10,700	3.57	327,900	336,700	8,800	2.68	356,500	363,500	7,000	1.96
	19	302,000	312,300	10,300	3.41	329,800	338,400	8,600	2.61	358,300	365,000	6,700	1.87
	20	303,800	313,900	10,100	3.32	331,700	340,000	8,300	2.50	360,200	366,600	6,400	1.78
	21	305,500	315,400	9,900	3.24	333,400	341,500	8,100	2.43	362,100	368,000	5,900	1.63
	22	307,400	317,000	9,600	3.12	335,400	343,100	7,700	2.30	364,000	369,600	5,600	1.54
	23	309,300	318,600	9,300	3.01	337,400	344,700	7,300	2.16	365,900	371,200	5,300	1.45
	24	311,100	320,200	9,100	2.93	339,300	346,200	6,900	2.03	367,800	372,700	4,900	1.33
	25	312,800	321,700	8,900	2.85	340,700	347,600	6,900	2.03	369,700	374,600	4,900	1.33
	26	314,800	323,400	8,600	2.73	342,600	349,300	6,700	1.96	371,600	376,500	4,900	1.32
	27	316,800	325,000	8,200	2.59	344,500	350,900	6,400	1.86	373,500	378,400	4,900	1.31
	28	318,700	326,600	7,900	2.48	346,400	352,500	6,100	1.76	375,400	380,200	4,800	1.28
	29	320,400	328,000	7,600	2.37	348,000	353,700	5,700	1.64	376,900	381,700	4,800	1.27
	30	322,400	329,700	7,300	2.26	349,900	355,200	5,300	1.51	378,700	383,500	4,800	1.27
	31	324,400	331,400	7,000	2.16	351,700	356,700	5,000	1.42	380,500	385,200	4,700	1.24
	32	326,400	333,000	6,600	2.02	353,500	358,200	4,700	1.33	382,100	386,800	4,700	1.23
	33	327,600	334,200	6,600	2.01	355,300	359,900	4,600	1.29	383,800	388,500	4,700	1.22
	34	329,600	336,100	6,500	1.97	357,100	361,700	4,600	1.29	385,200	389,900	4,700	1.22
	35	331,500	337,800	6,300	1.90	358,800	363,400	4,600	1.28	386,600	391,300	4,700	1.22
	36	333,500	339,400	5,900	1.77	360,500	365,100	4,600	1.28	388,000	392,700	4,700	1.21
	37	335,400	340,900	5,500	1.64	361,900	366,500	4,600	1.27	389,400	394,100	4,700	1.21
	38	337,300	342,500	5,200	1.54	363,200	367,800	4,600	1.27	390,600	395,300	4,700	1.20
	39	339,200	344,100	4,900	1.44	364,500	369,000	4,500	1.23	391,800	396,500	4,700	1.20
	40	341,100	345,700	4,600	1.35	365,900	370,400	4,500	1.23	392,800	397,500	4,700	1.20
	41	342,900	347,400	4,500	1.31	367,000	371,500	4,500	1.23	393,900	398,600	4,700	1.19
	42	344,800	349,200	4,400	1.28	367,900	372,400	4,500	1.22	395,100	399,800	4,700	1.19
	43	346,600	351,000	4,400	1.27	368,900	373,400	4,500	1.22	396,200	400,900	4,700	1.19
	44	348,400	352,800	4,400	1.26	370,000	374,500	4,500	1.22	397,300	402,000	4,700	1.18
	45	349,900	354,300	4,400	1.26	370,800	375,300	4,500	1.21	398,000	402,700	4,700	1.18
	46	351,300	355,700	4,400	1.25	371,700	376,200	4,500	1.21	398,700	403,400	4,700	1.18
	47	352,700	357,100	4,400	1.25	372,600	377,100	4,500	1.21	399,400	404,100	4,700	1.18
	48	354,200	358,500	4,300	1.21	373,400	377,900	4,500	1.21	400,100	404,800	4,700	1.17
	49	355,700	360,000	4,300	1.21	374,200	378,700	4,500	1.20	400,700	405,400	4,700	1.17
	50	356,500	360,800	4,300	1.21	375,000	379,500	4,500	1.20	401,300	406,000	4,700	1.17
	51	357,500	361,800	4,300	1.20	375,800	380,300	4,500	1.20	401,800	406,500	4,700	1.17
	52	358,500	362,800	4,300	1.20	376,500	381,000	4,500	1.20	402,200	406,900	4,700	1.17
	53	359,400	363,700	4,300	1.20	377,200	381,700	4,500	1.19	402,600	407,300	4,700	1.17
	54	360,500	364,800	4,300	1.19	377,900	382,400	4,500	1.19	402,900	407,500	4,600	1.14
	55	361,400	365,700	4,300	1.19	378,600	383,100	4,500	1.19	403,200	407,800	4,600	1.14
	56	362,400	366,700	4,300	1.19	379,300	383,800	4,500	1.19	403,500	408,100	4,600	1.14
	57	363,300	367,600	4,300	1.18	379,800	384,300	4,500	1.18	403,800	408,400	4,600	1.14
	58	364,000	368,300	4,300	1.18	380,400	384,900	4,500	1.18	404,100	408,700	4,600	1.14
	59	364,700	369,000	4,300	1.18	381,000	385,500	4,500	1.18	404,400	409,000	4,600	1.14
	60	365,300	369,600	4,300	1.18	381,700	386,200	4,500	1.18	404,700	409,300	4,600	1.14
	61	365,700	370,000	4,300	1.18	382,100	386,600	4,500	1.18	405,000	409,500	4,500	1.11
	62	366,300	370,600	4,300	1.17	382,800	387,200	4,400	1.15	405,300	409,800	4,500	1.11
	63	367,000	371,300	4,300	1.17	383,400	387,800	4,400	1.15	405,600	410,100	4,500	1.11
	64	367,700	372,000	4,300	1.17	384,000	388,300	4,300	1.12	405,900	410,400	4,500	1.11
	65	368,000	372,300	4,300	1.17	384,400	388,700	4,300	1.12	406,200	410,600	4,400	1.08
	66	368,700	373,000	4,300	1.17	385,000	389,300	4,300	1.12	406,500	410,900	4,400	1.08
	67	369,400	373,700	4,300	1.16	385,600	389,900	4,300	1.12	406,800	411,200	4,400	1.08
	68	370,000	374,300	4,300	1.16	386,200	390,400	4,200	1.09	407,100	411,500	4,400	1.08
	69	370,300	374,600	4,300	1.16	386,600	390,800	4,200	1.09	407,300	411,700	4,400	1.08
	70	370,900	375,100	4,200	1.13	387,100	391,300	4,200	1.08	407,600	412,000	4,400	1.08

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	4 級				5 級				6 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
	71	371,600	375,700	4,100	1.10	387,600	391,800	4,200	1.08	407,900	412,300	4,400	1.08
	72	372,200	376,300	4,100	1.10	388,200	392,400	4,200	1.08	408,100	412,500	4,400	1.08
	73	372,500	376,600	4,100	1.10	388,500	392,700	4,200	1.08	408,300	412,700	4,400	1.08
	74	373,100	377,200	4,100	1.10	388,900	393,100	4,200	1.08	408,600	413,000	4,400	1.08
	75	373,800	377,900	4,100	1.10	389,300	393,500	4,200	1.08	408,900	413,300	4,400	1.08
	76	374,400	378,500	4,100	1.10	389,700	393,900	4,200	1.08	409,100	413,500	4,400	1.08
	77	374,800	378,900	4,100	1.09	390,000	394,200	4,200	1.08	409,300	413,700	4,400	1.08
	78	375,300	379,400	4,100	1.09	390,300	394,500	4,200	1.08	409,600	414,000	4,400	1.07
	79	375,900	380,000	4,100	1.09	390,600	394,800	4,200	1.08	409,900	414,300	4,400	1.07
	80	376,400	380,500	4,100	1.09	390,800	395,000	4,200	1.07	410,100	414,500	4,400	1.07
	81	376,900	381,000	4,100	1.09	391,000	395,200	4,200	1.07	410,300	414,700	4,400	1.07
	82	377,500	381,600	4,100	1.09	391,300	395,500	4,200	1.07	410,600	415,000	4,400	1.07
	83	378,000	382,100	4,100	1.08	391,600	395,800	4,200	1.07	410,900	415,300	4,400	1.07
	84	378,300	382,400	4,100	1.08	391,800	396,000	4,200	1.07	411,100	415,500	4,400	1.07
	85	378,700	382,800	4,100	1.08	392,000	396,200	4,200	1.07	411,300	415,700	4,400	1.07
	86	379,200	383,300	4,100	1.08	392,300	396,500	4,200	1.07				
	87	379,600	383,700	4,100	1.08	392,600	396,800	4,200	1.07				
	88	380,000	384,100	4,100	1.08	392,800	397,000	4,200	1.07				
	89	380,400	384,500	4,100	1.08	393,000	397,200	4,200	1.07				
	90	380,900	385,000	4,100	1.08	393,300	397,500	4,200	1.07				
	91	381,300	385,400	4,100	1.08	393,600	397,800	4,200	1.07				
	92	381,700	385,800	4,100	1.07	393,800	398,000	4,200	1.07				
	93	382,000	386,100	4,100	1.07	394,000	398,200	4,200	1.07				
	94												
	95												
	96												
	97												
	98												
	99												
	100												
	101												
	102												
	103												
	104												
	105												
	106												
	107												
	108												
	109												
	110												
	111												
	112												
	113												
	114												
	115												
	116												
	117												
	118												
	119												
	120												
	121												
	122												
	123												
	124												
	125												
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率
		275,600	279,700	4,100	1.49	290,700	294,900	4,200	1.44	316,200	320,600	4,400	1.39

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	7 級			
		現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%
定年前	1	365,500	373,400	7,900	2.16
再任用	2	368,100	376,000	7,900	2.15
短時間	3	370,500	378,300	7,800	2.11
勤務職	4	372,900	380,500	7,600	2.04
員以外	5	374,800	382,400	7,600	2.03
の職員	6	377,300	384,700	7,400	1.96
	7	379,600	386,800	7,200	1.90
	8	382,100	388,800	6,700	1.75
	9	384,500	390,800	6,300	1.64
	10	387,100	393,100	6,000	1.55
	11	389,700	395,300	5,600	1.44
	12	392,300	397,500	5,200	1.33
	13	394,600	399,700	5,100	1.29
	14	396,900	402,000	5,100	1.28
	15	399,100	404,200	5,100	1.28
	16	401,400	406,500	5,100	1.27
	17	403,200	408,300	5,100	1.26
	18	405,100	410,200	5,100	1.26
	19	407,000	412,100	5,100	1.25
	20	408,800	413,900	5,100	1.25
	21	410,600	415,700	5,100	1.24
	22	412,400	417,500	5,100	1.24
	23	414,200	419,300	5,100	1.23
	24	416,000	421,100	5,100	1.23
	25	417,600	422,700	5,100	1.22
	26	419,100	424,200	5,100	1.22
	27	420,600	425,700	5,100	1.21
	28	422,100	427,200	5,100	1.21
	29	423,600	428,700	5,100	1.20
	30	424,900	430,000	5,100	1.20
	31	426,200	431,300	5,100	1.20
	32	427,400	432,500	5,100	1.19
	33	428,600	433,700	5,100	1.19
	34	429,900	435,000	5,100	1.19
	35	431,200	436,300	5,100	1.18
	36	432,400	437,500	5,100	1.18
	37	433,600	438,700	5,100	1.18
	38	434,400	439,500	5,100	1.17
	39	435,200	440,300	5,100	1.17
	40	436,000	441,100	5,100	1.17
	41	436,600	441,700	5,100	1.17
	42	437,300	442,300	5,000	1.14
	43	438,000	442,900	4,900	1.12
	44	438,700	443,500	4,800	1.09
	45	439,500	444,200	4,700	1.07
	46	440,300	445,000	4,700	1.07
	47	440,700	445,400	4,700	1.07
	48	441,400	446,100	4,700	1.06
	49	441,900	446,600	4,700	1.06
	50	442,300	447,000	4,700	1.06
	51	442,700	447,400	4,700	1.06
	52	443,100	447,800	4,700	1.06
	53	443,500	448,200	4,700	1.06
	54	443,900	448,600	4,700	1.06
	55	444,300	449,000	4,700	1.06
	56	444,600	449,300	4,700	1.06
	57	444,900	449,600	4,700	1.06
	58	445,300	450,000	4,700	1.06
	59	445,600	450,300	4,700	1.05
	60	445,900	450,600	4,700	1.05
	61	446,200	450,900	4,700	1.05

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>

令和6年度 議案第6号

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和6年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直しについて」の通知に伴い、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則

第1条 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則（平成26年3月20日議決）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第19条第3項中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同条第5項に次の1号を加える。

(6) 第12条の規定により給料を減額された期間については、その全期間

別表第1中「188,700円」を「192,000円」に、「216,200円」を「219,500円」に、「256,200円」を「260,000円」に、「275,600円」を「279,700円」に改める。

第2条 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第19条第3項中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則（以下「再任用給与規則」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の再任用給与規則の規定は、令和6年4月1日から適用し、同条の規定（再任用給与規則第18条第3項及び第19条第3項の改正規定に限る。）による改正後の再任用給与規則の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の再任用給与規則（以下「改正後の再任用給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の再任用給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の再任用給与規則の規定による給与の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の新旧対照表（第1条関係）

新	旧																								
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額を基礎額とし、<u>100分の71.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第12条の規定により給料を減額された期間については、その全期間</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">再任用職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">級</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: center;"><u>192,000 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>219,500 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>260,000 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>279,700 円</u></td> <td></td> </tr> </table>	級	1 級	2 級	給料月額	<u>192,000 円</u>	<u>219,500 円</u>	3 級	4 級		<u>260,000 円</u>	<u>279,700 円</u>		<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額を基礎額とし、<u>100分の68.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>[追加]</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">再任用職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">級</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: center;"><u>188,700 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>216,200 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>256,200 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>275,600 円</u></td> <td></td> </tr> </table>	級	1 級	2 級	給料月額	<u>188,700 円</u>	<u>216,200 円</u>	3 級	4 級		<u>256,200 円</u>	<u>275,600 円</u>	
級	1 級	2 級																							
給料月額	<u>192,000 円</u>	<u>219,500 円</u>																							
3 級	4 級																								
<u>260,000 円</u>	<u>279,700 円</u>																								
級	1 級	2 級																							
給料月額	<u>188,700 円</u>	<u>216,200 円</u>																							
3 級	4 級																								
<u>256,200 円</u>	<u>275,600 円</u>																								

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額を基礎額とし、<u>100分の70</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額を基礎額とし、<u>100分の71.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～7 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の50</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

令和6年度 議案第7号

**公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正
する規則について**

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和6年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直しについて」の通知に伴い、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正する規則

第1条 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則（平成30年3月23日議決）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第24条の2第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第4項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

(単位:円)

職名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1号給	142,100	165,200	178,100	236,000
2号給	142,900	166,100	179,200	236,900
3号給	143,800	167,200	180,400	237,800
4号給	144,700	168,200	181,500	238,700
5号給	145,500	169,200	182,700	239,600
6号給	146,900	170,700	183,900	240,500
7号給	148,100	172,200	185,000	241,400
8号給	149,300	173,600	186,200	242,300
9号給	150,600	175,100	187,400	243,200
10号給	151,900	176,600	188,400	244,100
11号給	153,100	178,000	189,500	245,000
12号給	154,400	179,500	190,600	245,900
13号給	155,600	180,900	191,500	246,900
14号給	156,900	182,400	192,500	247,800
15号給	158,200	184,000	193,400	248,700
16号給	159,600	185,500	194,300	249,700
17号給	160,600	186,700	195,200	250,600
18号給	161,800	188,100	196,000	251,700
19号給	163,000	189,500	196,900	252,900
20号給	164,200	190,900	197,700	254,000
21号給	165,400	192,200	198,500	255,200
22号給	166,600	193,700	199,300	256,300
23号給	167,800	195,100	200,100	257,400
24号給	169,100	196,600	200,800	258,500
25号給	170,300	198,000	201,600	259,500
26号給	171,600	199,500	202,300	260,600
27号給	172,600	200,700	203,000	261,800
28号給	173,700	201,900	203,700	262,900
29号給	174,700	203,000	204,300	264,100
30号給	175,500	204,000	204,900	265,000
31号給	176,400	205,000	205,500	265,900
32号給	177,200	206,000	206,200	266,900
33号給	178,100	207,000	206,700	267,900
34号給	178,900	208,000	207,300	269,000
35号給	179,800	209,000	207,900	270,000
36号給	180,600	210,000	208,500	271,100
37号給	181,500	211,000	209,000	272,100
38号給	182,200	211,900	209,700	273,300
39号給	183,000	212,800	210,300	274,500
40号給	183,700	213,600	210,800	275,700
41号給	184,400	214,400	211,400	276,800
42号給	185,100	215,200	212,000	278,000
43号給	185,700	215,900	212,600	279,200
44号給	186,300	216,600	213,100	280,400
45号給	186,900	217,300	213,700	281,500
46号給	187,400	217,800	214,200	282,700
47号給	187,800	218,300	214,800	283,900
48号給	188,300	218,900	215,300	284,900
49号給	188,700	219,400	215,800	285,700

(単位：円)

職名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
50号給	189,200	220,000	216,400	286,900
51号給	189,700	220,500	216,900	288,000
52号給	190,100	221,000	217,500	289,200
53号給	190,500	221,400	217,900	290,300
54号給	190,800	221,800	218,500	291,500
55号給	191,000	222,000	218,900	292,600
56号給	191,200	222,300	219,500	293,600
57号給	191,500	222,600	219,900	294,800
58号給	191,700	222,800	220,500	295,800
59号給	191,900	223,100	221,000	296,800
60号給	192,200	223,400	221,500	297,800
61号給	192,400	223,700	222,000	298,400
62号給	192,600	223,900	222,500	299,200
63号給	192,900	224,200	223,000	299,900
64号給	193,100	224,500	223,400	300,600
65号給	193,300	224,700	223,700	301,300
66号給	193,500	225,000	224,200	301,700
67号給	193,800	225,300	224,600	302,200
68号給	194,000	225,500	225,100	302,900
69号給	194,200	225,800	225,400	303,600
70号給	194,500	226,100	225,800	304,200
71号給	194,700	226,400	226,300	304,800
72号給	194,900	226,600	226,800	305,400
73号給	195,200	226,900	227,100	305,800
74号給	195,400	227,200	227,500	306,400
75号給	195,600	227,400	227,800	306,800
76号給	195,900	227,700	228,100	307,400
77号給	196,100	228,000	228,200	307,600
78号給	196,300	228,200	228,500	308,100
79号給	196,600	228,500	228,600	308,500
80号給	196,800	228,800	228,900	308,800
81号給	197,000	229,100	229,000	309,200
82号給	197,300	229,300	229,200	309,600
83号給	197,500	229,600	229,400	310,100
84号給	197,700	229,900	229,500	310,500
85号給	198,000	230,100	229,800	310,800
86号給	198,200	230,400	230,000	311,200
87号給	198,400	230,700	230,200	311,500
88号給	198,700	230,900	230,500	311,900
89号給	198,900	231,200	230,700	312,200
90号給	199,100	231,500	230,900	312,500
91号給	199,400	231,800	231,200	312,900
92号給	199,600	232,000	231,500	313,200
93号給	199,800	232,300	231,600	313,400
94号給			231,800	313,800
95号給			232,000	314,100
96号給			232,300	314,500
97号給			232,500	314,700
98号給			232,700	315,000
99号給			233,000	315,400

(単位：円)

職名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
100号給			233,300	315,700
101号給			233,500	315,900
102号給			233,700	316,300
103号給			234,000	316,700
104号給			234,200	317,000
105号給			234,300	317,500
106号給			234,600	317,800
107号給			234,800	318,200
108号給			235,000	318,600
109号給			235,200	319,000
110号給			235,500	319,400
111号給			235,800	319,700
112号給			236,100	319,900
113号給			236,200	320,400
114号給			236,400	
115号給			236,600	
116号給			236,900	
117号給			237,100	
118号給			237,200	
119号給			237,400	
120号給			237,700	
121号給			238,000	
122号給			238,100	
123号給			238,400	
124号給			238,600	
125号給			238,800	

別表第4中「256,200円」を「260,000円」に、「216,200円」を「219,500円」に、「231,400円」を「234,800円」に、「167,400円」を「169,900円」に、「169,800円」を「172,800円」に、「146,100円」を「148,600円」に、「119,300円」を「121,400円」に改める。

第2条 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第24条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第4項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則(以下「特定給与規則」という。)別表第1及び別表第4の改正規定に限る。)による改正後の特定給与規則の規定は、令和6年4月1日から適用し、同条の規定(特定給与規則第24条第3項及び第4項並びに第24条の2第3項及び第4項の改正規定に限る。)による改正後の特定給与規則の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の特定給与規則(以下「改正後の特定給与規則」という。)の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の特定給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特定給与規則の規定による給与の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」とする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別表第1（第10条関係） (別添)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは、「<u>100分の48.75</u>」とする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別表第1（第10条関係） (別添)</p>

別表第4（第13条関係）

特定日以後特定業務職員給料表

職名	給料月額
所長	<u>260,000円</u>
主任主査	<u>219,500円</u>
交流館長、 主任指導主事	<u>234,800円</u>
主任主事、指導主事	<u>169,900円</u>
事務主事（35H）	<u>172,800円</u>
交流館主事、 事務主事（30H）	<u>148,600円</u>
事務主事（24.5H）	<u>121,400円</u>

別表第4（第13条関係）

特定日以後特定業務職員給料表

職名	給料月額
所長	<u>256,200円</u>
主任主査	<u>216,200円</u>
交流館長、 主任指導主事	<u>231,400円</u>
主任主事、指導主事	<u>167,400円</u>
事務主事（35H）	<u>169,800円</u>
交流館主事、 事務主事（30H）	<u>146,100円</u>
事務主事（24.5H）	<u>119,300円</u>

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職名	交流館主事 事務主事 (30H)				事務主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
1	125,500	142,100	16,600	13.23	145,900	165,200	19,300	13.23
2	126,300	142,900	16,600	13.14	146,900	166,100	19,200	13.07
3	127,300	143,800	16,500	12.96	148,000	167,200	19,200	12.97
4	128,100	144,700	16,600	12.96	149,000	168,200	19,200	12.89
5	129,000	145,500	16,500	12.79	149,900	169,200	19,300	12.88
6	129,800	146,900	17,100	13.17	150,900	170,700	19,800	13.12
7	130,700	148,100	17,400	13.31	151,900	172,200	20,300	13.36
8	131,500	149,300	17,800	13.54	152,900	173,600	20,700	13.54
9	132,300	150,600	18,300	13.83	153,800	175,100	21,300	13.85
10	133,400	151,900	18,500	13.87	155,100	176,600	21,500	13.86
11	134,400	153,100	18,700	13.91	156,200	178,000	21,800	13.96
12	135,400	154,400	19,000	14.03	157,400	179,500	22,100	14.04
13	136,300	155,600	19,300	14.16	158,500	180,900	22,400	14.13
14	137,500	156,900	19,400	14.11	159,800	182,400	22,600	14.14
15	138,700	158,200	19,500	14.06	161,200	184,000	22,800	14.14
16	139,900	159,600	19,700	14.08	162,600	185,500	22,900	14.08
17	140,700	160,600	19,900	14.14	163,600	186,700	23,100	14.12
18	141,800	161,800	20,000	14.10	164,900	188,100	23,200	14.07
19	142,900	163,000	20,100	14.07	166,100	189,500	23,400	14.09
20	144,000	164,200	20,200	14.03	167,400	190,900	23,500	14.04
21	145,000	165,400	20,400	14.07	168,600	192,200	23,600	14.00
22	146,800	166,600	19,800	13.49	170,600	193,700	23,100	13.54
23	148,500	167,800	19,300	13.00	172,600	195,100	22,500	13.04
24	150,200	169,100	18,900	12.58	174,600	196,600	22,000	12.60
25	151,900	170,300	18,400	12.11	176,600	198,000	21,400	12.12
26	153,200	171,600	18,400	12.01	178,100	199,500	21,400	12.02
27	154,400	172,600	18,200	11.79	179,500	200,700	21,200	11.81
28	155,500	173,700	18,200	11.70	180,800	201,900	21,100	11.67
29	156,700	174,700	18,000	11.49	182,200	203,000	20,800	11.42
30	157,800	175,500	17,700	11.22	183,400	204,000	20,600	11.23
31	158,900	176,400	17,500	11.01	184,700	205,000	20,300	10.99
32	159,900	177,200	17,300	10.82	185,900	206,000	20,100	10.81
33	161,000	178,100	17,100	10.62	187,200	207,000	19,800	10.58
34	162,000	178,900	16,900	10.43	188,400	208,000	19,600	10.40
35	163,000	179,800	16,800	10.31	189,500	209,000	19,500	10.29
36	164,100	180,600	16,500	10.05	190,700	210,000	19,300	10.12
37	165,100	181,500	16,400	9.93	191,900	211,000	19,100	9.95
38	166,000	182,200	16,200	9.76	193,000	211,900	18,900	9.79
39	166,900	183,000	16,100	9.65	194,000	212,800	18,800	9.69
40	167,800	183,700	15,900	9.48	195,000	213,600	18,600	9.54
41	168,600	184,400	15,800	9.37	196,000	214,400	18,400	9.39
42	169,500	185,100	15,600	9.20	197,000	215,200	18,200	9.24
43	170,200	185,700	15,500	9.11	197,900	215,900	18,000	9.10
44	171,000	186,300	15,300	8.95	198,800	216,600	17,800	8.95
45	171,700	186,900	15,200	8.85	199,600	217,300	17,700	8.87
46	172,400	187,400	15,000	8.70	200,400	217,800	17,400	8.68
47	173,100	187,800	14,700	8.49	201,200	218,300	17,100	8.50
48	173,800	188,300	14,500	8.34	202,100	218,900	16,800	8.31
49	174,500	188,700	14,200	8.14	202,900	219,400	16,500	8.13
50	175,200	189,200	14,000	7.99	203,700	220,000	16,300	8.00

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職名	交流館主事 事務主事 (30H)				事務主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
51	175,900	189,700	13,800	7.85	204,500	220,500	16,000	7.82
52	176,600	190,100	13,500	7.64	205,300	221,000	15,700	7.65
53	177,200	190,500	13,300	7.51	206,000	221,400	15,400	7.48
54	177,900	190,800	12,900	7.25	206,800	221,800	15,000	7.25
55	178,600	191,000	12,400	6.94	207,600	222,000	14,400	6.94
56	179,200	191,200	12,000	6.70	208,400	222,300	13,900	6.67
57	179,500	191,500	12,000	6.69	208,600	222,600	14,000	6.71
58	180,100	191,700	11,600	6.44	209,300	222,800	13,500	6.45
59	180,600	191,900	11,300	6.26	210,000	223,100	13,100	6.24
60	181,100	192,200	11,100	6.13	210,500	223,400	12,900	6.13
61	181,500	192,400	10,900	6.01	211,100	223,700	12,600	5.97
62	182,100	192,600	10,500	5.77	211,700	223,900	12,200	5.76
63	182,600	192,900	10,300	5.64	212,200	224,200	12,000	5.66
64	182,900	193,100	10,200	5.58	212,700	224,500	11,800	5.55
65	183,300	193,300	10,000	5.46	213,100	224,700	11,600	5.44
66	183,700	193,500	9,800	5.33	213,600	225,000	11,400	5.34
67	184,100	193,800	9,700	5.27	214,000	225,300	11,300	5.28
68	184,600	194,000	9,400	5.09	214,600	225,500	10,900	5.08
69	185,000	194,200	9,200	4.97	215,000	225,800	10,800	5.02
70	185,300	194,500	9,200	4.96	215,500	226,100	10,600	4.92
71	185,700	194,700	9,000	4.85	215,900	226,400	10,500	4.86
72	186,100	194,900	8,800	4.73	216,400	226,600	10,200	4.71
73	186,500	195,200	8,700	4.66	216,800	226,900	10,100	4.66
74	186,900	195,400	8,500	4.55	217,300	227,200	9,900	4.56
75	187,200	195,600	8,400	4.49	217,600	227,400	9,800	4.50
76	187,600	195,900	8,300	4.42	218,100	227,700	9,600	4.40
77	188,000	196,100	8,100	4.31	218,500	228,000	9,500	4.35
78	188,400	196,300	7,900	4.19	219,000	228,200	9,200	4.20
79	188,700	196,600	7,900	4.19	219,400	228,500	9,100	4.15
80	189,100	196,800	7,700	4.07	219,900	228,800	8,900	4.05
81	189,400	197,000	7,600	4.01	220,200	229,100	8,900	4.04
82	189,800	197,300	7,500	3.95	220,700	229,300	8,600	3.90
83	190,100	197,500	7,400	3.89	221,000	229,600	8,600	3.89
84	190,500	197,700	7,200	3.78	221,400	229,900	8,500	3.84
85	190,800	198,000	7,200	3.77	221,800	230,100	8,300	3.74
86	191,100	198,200	7,100	3.72	222,100	230,400	8,300	3.74
87	191,400	198,400	7,000	3.66	222,500	230,700	8,200	3.69
88	191,700	198,700	7,000	3.65	222,800	230,900	8,100	3.64
89	192,000	198,900	6,900	3.59	223,200	231,200	8,000	3.58
90	192,400	199,100	6,700	3.48	223,700	231,500	7,800	3.49
91	192,600	199,400	6,800	3.53	223,900	231,800	7,900	3.53
92	192,900	199,600	6,700	3.47	224,200	232,000	7,800	3.48
93	193,100	199,800	6,700	3.47	224,500	232,300	7,800	3.47
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職名	交流館主事 事務主事 (30H)				事務主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職名	主任主事 指導主事 (30H)				交流館長 主任指導主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
1	161,000	178,100	17,100	10.62	217,600	236,000	18,400	8.46
2	162,300	179,200	16,900	10.41	218,900	236,900	18,000	8.22
3	163,700	180,400	16,700	10.20	220,200	237,800	17,600	7.99
4	164,800	181,500	16,700	10.13	221,500	238,700	17,200	7.77
5	166,000	182,700	16,700	10.06	222,600	239,600	17,000	7.64
6	167,400	183,900	16,500	9.86	224,000	240,500	16,500	7.37
7	168,700	185,000	16,300	9.66	225,400	241,400	16,000	7.10
8	170,000	186,200	16,200	9.53	226,600	242,300	15,700	6.93
9	171,200	187,400	16,200	9.46	227,600	243,200	15,600	6.85
10	172,300	188,400	16,100	9.34	228,900	244,100	15,200	6.64
11	173,500	189,500	16,000	9.22	230,200	245,000	14,800	6.43
12	174,700	190,600	15,900	9.10	231,400	245,900	14,500	6.27
13	175,600	191,500	15,900	9.05	232,600	246,900	14,300	6.15
14	176,700	192,500	15,800	8.94	233,700	247,800	14,100	6.03
15	177,800	193,400	15,600	8.77	234,700	248,700	14,000	5.97
16	178,800	194,300	15,500	8.67	235,800	249,700	13,900	5.89
17	179,900	195,200	15,300	8.50	236,900	250,600	13,700	5.78
18	181,200	196,000	14,800	8.17	238,100	251,700	13,600	5.71
19	182,300	196,900	14,600	8.01	239,300	252,900	13,600	5.68
20	183,400	197,700	14,300	7.80	240,400	254,000	13,600	5.66
21	184,300	198,500	14,200	7.70	241,700	255,200	13,500	5.59
22	185,600	199,300	13,700	7.38	243,100	256,300	13,200	5.43
23	186,700	200,100	13,400	7.18	244,500	257,400	12,900	5.28
24	187,800	200,800	13,000	6.92	245,900	258,500	12,600	5.12
25	188,600	201,600	13,000	6.89	247,300	259,500	12,200	4.93
26	189,800	202,300	12,500	6.59	248,800	260,600	11,800	4.74
27	190,800	203,000	12,200	6.39	250,300	261,800	11,500	4.59
28	191,700	203,700	12,000	6.26	251,700	262,900	11,200	4.45
29	192,500	204,300	11,800	6.13	253,200	264,100	10,900	4.30
30	193,300	204,900	11,600	6.00	254,500	265,000	10,500	4.13
31	194,000	205,500	11,500	5.93	255,900	265,900	10,000	3.91
32	194,700	206,200	11,500	5.91	257,200	266,900	9,700	3.77
33	195,400	206,700	11,300	5.78	258,200	267,900	9,700	3.76
34	196,100	207,300	11,200	5.71	259,700	269,000	9,300	3.58
35	196,700	207,900	11,200	5.69	261,000	270,000	9,000	3.45
36	197,300	208,500	11,200	5.68	262,400	271,100	8,700	3.32
37	197,900	209,000	11,100	5.61	263,700	272,100	8,400	3.19
38	198,700	209,700	11,000	5.54	265,100	273,300	8,200	3.09
39	199,700	210,300	10,600	5.31	266,500	274,500	8,000	3.00
40	200,500	210,800	10,300	5.14	268,000	275,700	7,700	2.87
41	201,400	211,400	10,000	4.97	269,300	276,800	7,500	2.78
42	202,400	212,000	9,600	4.74	270,800	278,000	7,200	2.66
43	203,200	212,600	9,400	4.63	272,100	279,200	7,100	2.61
44	204,100	213,100	9,000	4.41	273,500	280,400	6,900	2.52
45	204,900	213,700	8,800	4.29	274,900	281,500	6,600	2.40
46	205,800	214,200	8,400	4.08	276,400	282,700	6,300	2.28
47	206,600	214,800	8,200	3.97	277,800	283,900	6,100	2.20
48	207,400	215,300	7,900	3.81	279,200	284,900	5,700	2.04
49	208,200	215,800	7,600	3.65	280,000	285,700	5,700	2.04
50	209,000	216,400	7,400	3.54	281,400	286,900	5,500	1.95

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職名	主任主事 指導主事 (30H)				交流館長 主任指導主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
51	209,700	216,900	7,200	3.43	282,700	288,000	5,300	1.87
52	210,400	217,500	7,100	3.37	284,200	289,200	5,000	1.76
53	211,100	217,900	6,800	3.22	285,600	290,300	4,700	1.65
54	211,800	218,500	6,700	3.16	287,000	291,500	4,500	1.57
55	212,500	218,900	6,400	3.01	288,400	292,600	4,200	1.46
56	213,200	219,500	6,300	2.95	289,800	293,600	3,800	1.31
57	213,900	219,900	6,000	2.81	291,000	294,800	3,800	1.31
58	214,600	220,500	5,900	2.75	292,100	295,800	3,700	1.27
59	215,300	221,000	5,700	2.65	293,100	296,800	3,700	1.26
60	216,000	221,500	5,500	2.55	294,100	297,800	3,700	1.26
61	216,800	222,000	5,200	2.40	294,700	298,400	3,700	1.26
62	217,500	222,500	5,000	2.30	295,500	299,200	3,700	1.25
63	218,200	223,000	4,800	2.20	296,300	299,900	3,600	1.21
64	218,900	223,400	4,500	2.06	297,000	300,600	3,600	1.21
65	219,300	223,700	4,400	2.01	297,700	301,300	3,600	1.21
66	219,900	224,200	4,300	1.96	298,100	301,700	3,600	1.21
67	220,400	224,600	4,200	1.91	298,600	302,200	3,600	1.21
68	221,100	225,100	4,000	1.81	299,200	302,900	3,700	1.24
69	221,900	225,400	3,500	1.58	300,000	303,600	3,600	1.20
70	222,500	225,800	3,300	1.48	300,600	304,200	3,600	1.20
71	223,100	226,300	3,200	1.43	301,200	304,800	3,600	1.20
72	223,700	226,800	3,100	1.39	301,800	305,400	3,600	1.19
73	224,300	227,100	2,800	1.25	302,200	305,800	3,600	1.19
74	224,700	227,500	2,800	1.25	302,800	306,400	3,600	1.19
75	225,000	227,800	2,800	1.24	303,200	306,800	3,600	1.19
76	225,300	228,100	2,800	1.24	303,800	307,400	3,600	1.18
77	225,400	228,200	2,800	1.24	304,000	307,600	3,600	1.18
78	225,700	228,500	2,800	1.24	304,500	308,100	3,600	1.18
79	225,800	228,600	2,800	1.24	304,800	308,500	3,700	1.21
80	226,100	228,900	2,800	1.24	305,200	308,800	3,600	1.18
81	226,200	229,000	2,800	1.24	305,600	309,200	3,600	1.18
82	226,400	229,200	2,800	1.24	306,000	309,600	3,600	1.18
83	226,600	229,400	2,800	1.24	306,500	310,100	3,600	1.17
84	226,800	229,500	2,700	1.19	306,900	310,500	3,600	1.17
85	227,000	229,800	2,800	1.23	307,200	310,800	3,600	1.17
86	227,200	230,000	2,800	1.23	307,500	311,200	3,700	1.20
87	227,500	230,200	2,700	1.19	308,000	311,500	3,500	1.14
88	227,700	230,500	2,800	1.23	308,400	311,900	3,500	1.13
89	227,900	230,700	2,800	1.23	308,600	312,200	3,600	1.17
90	228,200	230,900	2,700	1.18	309,000	312,500	3,500	1.13
91	228,500	231,200	2,700	1.18	309,400	312,900	3,500	1.13
92	228,800	231,500	2,700	1.18	309,800	313,200	3,400	1.10
93	228,900	231,600	2,700	1.18	310,000	313,400	3,400	1.10
94	229,100	231,800	2,700	1.18	310,300	313,800	3,500	1.13
95	229,300	232,000	2,700	1.18	310,800	314,100	3,300	1.06
96	229,600	232,300	2,700	1.18	311,200	314,500	3,300	1.06
97	229,800	232,500	2,700	1.17	311,300	314,700	3,400	1.09
98	230,000	232,700	2,700	1.17	311,700	315,000	3,300	1.06
99	230,300	233,000	2,700	1.17	312,100	315,400	3,300	1.06
100	230,600	233,300	2,700	1.17	312,300	315,700	3,400	1.09

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職名	主任主事 指導主事 (30H)				交流館長 主任指導主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
101	230,800	233,500	2,700	1.17	312,600	315,900	3,300	1.06
102	231,000	233,700	2,700	1.17	313,000	316,300	3,300	1.05
103	231,300	234,000	2,700	1.17	313,300	316,700	3,400	1.09
104	231,600	234,200	2,600	1.12	313,700	317,000	3,300	1.05
105	231,700	234,300	2,600	1.12	314,100	317,500	3,400	1.08
106	231,900	234,600	2,700	1.16	314,500	317,800	3,300	1.05
107	232,300	234,800	2,500	1.08	314,900	318,200	3,300	1.05
108	232,500	235,000	2,500	1.08	315,200	318,600	3,400	1.08
109	232,600	235,200	2,600	1.12	315,700	319,000	3,300	1.05
110	233,000	235,500	2,500	1.07	316,000	319,400	3,400	1.08
111	233,300	235,800	2,500	1.07	316,300	319,700	3,400	1.07
112	233,500	236,100	2,600	1.11	316,600	319,900	3,300	1.04
113	233,700	236,200	2,500	1.07	317,000	320,400	3,400	1.07
114	233,800	236,400	2,600	1.11				
115	234,000	236,600	2,600	1.11				
116	234,300	236,900	2,600	1.11				
117	234,500	237,100	2,600	1.11				
118	234,700	237,200	2,500	1.07				
119	234,900	237,400	2,500	1.06				
120	235,100	237,700	2,600	1.11				
121	235,400	238,000	2,600	1.10				
122	235,600	238,100	2,500	1.06				
123	235,800	238,400	2,600	1.10				
124	236,100	238,600	2,500	1.06				
125	236,300	238,800	2,500	1.06				

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」とする。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」とする。</p> <p>5～6 (略)</p>

役員等賠償責任保険契約の決定について

役員等賠償責任保険契約について、次の内容とします。

- 1 被保険者 理事、監事、評議員
- 2 保険種目 会社役員賠償責任保険
- 3 保険期間 1年間 (令和7年3月31日から令和8年3月31日まで)
- 4 保険料 年額82,260円(全額法人負担)
- 5 支払事由 被保険者である本財団役員及び評議員がその地位に基づき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等
- 6 支払限度額 5,000万円(1請求及び保険期間中通算)
- 7 保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

令和6年12月20日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の2において準用する第118条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約の内容について決議を得たいからである。

令和6年12月臨時理事会

報告事項 理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況について

(令和6年5月1日から令和6年11月30日まで)

1 評議員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
6月 定時評議員会	6月25日	市民文化会館 会議室A	議案第1号 令和5年度公益財団法人豊田市文化振興財団 決算について 議案第2号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選 任について 議案第3号 公益財団法人豊田市文化振興財団理事の選任 について 議案第4号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び 役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を 改正する規則について 報告事項 令和5年度公益財団法人豊田市文化振興財団 事業報告について	○	○	

2 理事会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
5月 定時理事会	5月30日	市民文化会館 会議室A	議案第1号 令和5年度公益財団法人豊田市文化振興財団事 業報告及び決算について 議案第2号 令和6年6月定時評議員会の日時及び場所並び に目的である事項について 報告事項 理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状 況について	○	○	○

3 監事会

名 称	期 日	会 場	内 容	専務 理事
監事会	5月16日	市民文化会館 会議室A	令和5年度業務及び会計に関する監査	○

4 文化振興委員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事	副理	専務
				長	事長	理事
第1回 文化振興 委員会	5月21日	市民文化会館 会議室A	令和5年度事業報告について 令和6年度事業計画について 令和6年度モニタリング事業について ほか	○		○
第2回 文化振興 委員会	9月3日	市民文化会館 会議室A	令和6年度前期モニタリング報告について 令和7年度事業計画(案)について ほか	○		○

5 青少年育成委員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事	副理	専務
				長	事長	理事
第1回 青少年育成 委員会	5月26日	青少年センター 会議室A	令和5年度事業報告について 令和6年度事業計画について 令和6年度モニタリング事業について ほか		○	○
第2回 青少年育成 委員会	10月5日	青少年センター 会議室A	令和7年度事業計画(案)について 令和6年度モニタリング事業評価(前期分)に ついて 令和6年度モニタリング事業(後期分)につい て ほか		○	○

6 コンサートホール・能楽堂企画運営委員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事	副理	専務
				長	事長	理事
第1回 企画運営 委員会	6月27日	コンサートホール 多目的ルーム	令和6年度事業計画について 令和7年度事業企画案について ほか	○		○

7 三役会議

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
5月 三役会議	5月10日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
6月 三役会議	6月7日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
7月 三役会議	7月12日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
8月 三役会議	8月9日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	
9月 三役会議	9月13日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
10月 三役会議	10月11日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
11月 三役会議	11月8日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○

8 経営会議

名 称	期 日	会 場	内 容	専務 理事
5月 経営会議	5月8日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
6月 経営会議	6月5日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
7月 経営会議	7月10日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
8月 経営会議	8月1日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
9月 経営会議	9月11日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
10月 経営会議	10月9日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
11月 経営会議	11月6日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○

9 幹部会

名 称	期 日	会 場	内 容	専務理事
5月 幹部会	5月8日	市民文化会館 会議室A	IT化・DX化プロジェクトチーム（仮称）の設置について 財団「強制BCC化」の導入検討について ほか	○
6月 幹部会	6月5日	市民文化会館 会議室A	「個人情報（電子メールアドレス）の流出」に伴う再発防止策及び職場研修について 6月定時評議員会について ほか	○
7月 幹部会	7月10日	市民文化会館 会議室A	国内派遣研修 3名決定 令和6年度包括外部監査のテーマの決定 ほか	○
8月 幹部会	8月2日	市民文化会館 会議室A	インボイス制度による今後の対応について 所属職員の面接実施と各職場の業務及び就業管理について ほか	○
9月 幹部会	9月11日	市民文化会館 会議室A	令和7年度当初予算編成事務について 立入検査の実施について（愛知県） ほか	○
10月 幹部会	10月9日	市民文化会館 会議室A	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）の施行に伴う対応依頼及び説明会の実施について 個人情報流出事故の再発防止について ほか	○
11月 幹部会	11月6日	市民文化会館 会議室A	自己申告書及び所属長面接結果・昇任推薦書の提出について 令和6年度評定面接及び評定の実施とチャレンジシート等の提出について ほか	○

10 交流館長協議会、交流館長・主任主事合同会

名 称	期 日	会 場	内 容	専務理事
5月 交流館長協議会	5月9日	Zoom 会議	IT化・DX化プロジェクトチーム（仮称）の設置について 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団大会について ほか	○
6月 交流館長・主任 主事合同会	6月6日	上郷交流館 ふれあい ホール	「個人情報（電子メールアドレス）の流出」に伴う再発防止策及び職場研修について 5月定時理事会及び6月定時評議員会について ほか	○
7月 交流館長協議会	7月11日	市民文化会館 多目的ホール	国内派遣研修 3名決定 個人情報の流出について ほか	○
8月 交流館長協議会	8月8日	Zoom 会議	所属職員の面接実施と各職場の業務及び就業管理について 通勤方法、扶養手当及び住宅手当の現況確認について ほか	

9月 交流館長協議会	9月12日	Zoom 会議	満70歳に達した臨時職員の継続雇用について 職員採用の状況について ほか	○
10月 交流館長・主任 主事合同会	10月10日	市民文化会館 多目的ホール	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フ リーランス法）の施行に伴う対応依頼及び説明会の実施 について 個人情報流出事故の再発防止について ほか	○
11月 交流館長協議会	11月7日	Zoom 会議	情報セキュリティ管理の徹底について バック時の降車誘導の徹底について ほか	○

1 1 財団運営

名称等	期日	会場	理事 長	副理 専務 理事	専務 理事
職員互助会監事会	5月21日	市民文化会館			○
職員互助会理事会	6月12日	市民文化会館			○
総合野外センター視察	7月16日	総合野外センター	○	○	○
一般職員採用試験（第1次）採用選考	8月16日	市民文化会館			○
次年度事業計画ヒアリング	8月22日・ 23日	市民文化会館	○	○	○
三役等意見交換会	8月23日	市民文化会館	○	○	○
一般職員採用試験（第2次）及び採用選考	8月31日	市民文化会館			○
寄附金贈呈式	9月6日	市民文化会館	○	○	○
交流館管理規則変更審査会	9月6日	市民文化会館			○
一般職員採用試験（第3次）及び採用選考	9月28日	市民文化会館			○
特定業務職員採用試験（第1次）採用選考	10月16日	市民文化会館			○
令和6年度 第1回職員懇話会	10月22日	市民文化会館			○
特定業務職員採用試験（第2次）及び採用 選考	11月2日	市民文化会館			○
立入検査（愛知県）	11月7日	市民文化会館			○
内部監査	11月27日	総合野外センター、青少年センタ ー、産業文化センター			○

1 2 事業関係

名称等	期日	会場	理事 長	副理 専務 理事	専務 理事
宝塚歌劇団雪組全国ツアー	5月1日	市民文化会館			○
吉田兄弟三味線全国ツアー	5月4日	コンサートホール			○
スペシャルサイエンスショー	5月5日	科学体験館			○
寺本みなみ・みずほデュオリサイタル	5月11日	コンサートホール	○	○	
さつき能 金剛流「雲林院」	5月11日	能楽堂			○

論古書展	5月17日 ・19日	市民文化会館	○	○	○
北村英治プレミアムジャズコンサート	5月18日	コンサートホール			○
シニアアカデミー 健康増進学科	5月24日	青少年センター			○
第3回P-NEXT チェロコンクール	5月25日	コンサートホール	○		
小原歌舞伎五月公演	5月26日	小原交流館	○		
ボーイスカウト令和6年度総会	5月26日	青少年センター	○		
豊田市ジュニアオーケストラ 理事会	5月28日	コンサートホール	○		
令和4年度豊田芸術選奨受賞記念 「杉山タカ子展」	5月29日	市民文化会館	○		○
市民アート展（前期）	5月30日	市民文化会館	○	○	○
名フィル豊田市コンサートホールシリーズ Vol.17「カジュアル」	6月1日	コンサートホール	○	○	○
令和6年度 豊田市文化振興財団大会	6月2日	市民文化会館	○	○	○
市民アート展（後期）	6月7日	市民文化会館	○	○	○
月例茶会	6月9日	童子苑	○	○	○
豊田フィルハーモニー管弦楽団 第34回定期演奏会	6月9日	コンサートホール	○	○	○
NYメトロポリタン歌劇場ライブビューイ ング R.シュトラウス「ばらの騎士」	6月15日	コンサートホール			○
シニアアカデミー 文化工芸学科	6月19日	青少年センター			○
第44回グループ風 二人展	6月19日	市民文化会館	○	○	○
とよた将棋フェスタ	6月22日	市民文化会館		○	○
鈴木正三顕彰会	6月23日	千鳥寺	○		
びっくり！自然の科学であそぼう	6月23日	科学体験館			○
納涼能「砧（きぬた）」	6月23日	能楽堂			○
シニアアカデミー 文化工芸学科	6月26日	能楽堂			○
ウィーン&ベルリン室内楽シリーズ ライナー・キュッヒル×加藤洋之	6月30日	コンサートホール	○	○	
かーるくらしック「パイプオルガン&ジャ ズコーラス」	7月5日	コンサートホール			○
能狂言が見たくなる講座 「能面師×能楽師」～面を作る人・面を使 う人～	7月6日	能楽堂			○
ロビーコンサート 豊田市ジュニアオーケストラ	7月7日	参合館	○	○	○
親子で贈る二胡 七夕の夕べ	7月7日	能楽堂	○	○	○
プラネタリウム七夕コンサート 星祭～ミュージカルソーに願いをのせて	7月7日	科学体験館			○
とよたハートフルシリーズ 親子で楽しむ名フィル・コンサート	7月13日	コンサートホール			○
月例茶会	7月14日	童子苑	○	○	○

豊田美術連盟展	7月19日 ・20日	市民文化会館	○	○	○
能楽堂で見る日本の伝統芸能シリーズ 「琉球舞踊への誘い」人間国宝・志田房子	7月20日	能楽堂		○	○
劇団四季ファミリーミュージカル 「エルコスの祈り」	7月21日	市民文化会館	○		○
0さいからのそらのコンサート	7月26日	コンサートホール			○
活動支援事業「学生寄席」	7月27日	青少年センター	○	○	○
豊田市マーチングバンド おいでんまつりパレード	7月27日	豊田市駅前	○	○	○
市民アートプロジェクト「アート縁日」	8月3日	地域文化広場	○	○	○
ふらっと能楽堂「はじめての香道」	8月4日	能楽堂			○
豊田市ジュニアオーケストラ 第44回定期演奏会	8月11日	コンサートホール	○	○	
務川慧悟ピアノリサイタル	8月16日	コンサートホール		○	
劇場探検ツアー	8月18日	市民文化会館			○
サイエンスセミナー講演会「最新の科学が 見たペンギンの暮らし、サメの生き方」	8月18日	産業文化センター		○	○
わくわく能楽体験	8月24日	能楽堂		○	○
かーるクラシック「名古屋ヴィルトゥオー ゼン〜サマーコンサート〜」	8月29日	コンサートホール	○	○	○
K-TEN.30	8月30日	美術館ギャラリー	○	○	○
能狂言が見たくなる講座 『紫式部と「源氏供養」』	8月31日	能楽堂		○	○
豊田書道連盟展	9月6日	市民文化会館	○	○	○
レッツ・エンジョイ・サイエンス 電気を届ける仕事について学ぼう	9月8日	産業文化センター	○	○	○
狂言づくし「茂山千五郎家勢揃い」	9月8日	能楽堂	○	○	○
パイプオルガンを楽しむための講座 「バッハとグリニー」	9月12日	コンサートホール	○	○	○
佐々木崑邦遺墨展&墨豊会書展	9月13日	市民文化会館	○	○	○
佐々木崑邦遺墨展祝賀懇親会	9月15日	名鉄トヨタホテル	○		
第50回華道豊展オープニング式典	9月20日	市民文化会館	○	○	○
かーるクラシック 「みやけんピアノコンサート」	9月20日	コンサートホール		○	○
農村舞台アートプロジェクト ライブ 文弥人形他	9月21日	愛宕神社	○	○	○
豊田市ジュニアオーケストラ入団式(秋)	9月22日	コンサートホール	○	○	○
第50回華道豊展祝賀会	9月22日	名鉄トヨタホテル	○	○	○
豊田市ジュニアオーケストラ 理事会	9月25日	コンサートホール	○		
第15回記念雙根会書展	9月27日	市民文化会館	○	○	○
琴伝流大正琴弦洲会 豊田支部大会	9月27日	市民文化会館		○	○

ベルリン・バロック・ソリストen with 櫻本大進	9月28日	コンサートホール	○		
交流館ふれあいまつり	9月29日	崇化館・若園交流館	○	○	○
豊田市少年少女合唱団 市長表敬、参合館ロビーコンサート	9月29日	コンサートホール	○		○
第15回記念雙根会書展祝賀会	9月29日	名鉄トヨタホテル			○
交流館ふれあいまつり	10月6日	上郷・逢妻・豊南・松平交流館	○	○	○
豊田市ジュニアマーチングバンド 「とよた産業フェスタ」出演	10月6日	豊田スタジアム	○	○	
学生によるまちづくり提案事業 中間報告会	10月6日	青少年センター	○	○	○
パイプオルガンを楽しむための講座 「バッハとヴィヴァルディ」	10月10日	コンサートホール			○
「旅するジョウモンさん展」内覧会	10月11日	豊田市博物館	○	○	○
活動支援事業 「フィジークパフォーマンス」	10月12日	青少年センター		○	○
特別公演 能「源氏供養」狂言「樋の酒」	10月12日	能楽堂		○	○
月例茶会	10月13日	童子苑	○	○	○
第74回景風流いけばな展	10月13日	市民文化会館	○	○	○
シュテファン・テミング リコーダーリサイタル	10月14日	能楽堂	○	○	○
交流館ふれあいまつり	10月20日	足助・猿投北・井郷交流館	○	○	○
ザ・キングズ・シンガーズ	10月20日	コンサートホール		○	○
毎日書道展 第75回記念毎日現代書巡回展 豊田展	10月23日	市民文化会館・美術館ギャラリー	○	○	○
交流館ふれあいまつり	10月26日	浄水交流館	○	○	○
毎日書道展 第75回記念毎日現代書巡回展 祝賀会	10月26日	ホテルトヨタキャッスル	○		
DRUM TAO	10月26日	市民文化会館			○
交流館ふれあいまつり	10月27日	前林・美里・稲武・藤岡南・小原・ 石野・高橋・下山・若林交流館	○	○	○
とよたまちなか芸術祭	10月30日	市街各所	○	○	○
交流館ふれあいまつり	11月3日	益富・末野原・竜神・梅坪台・藤 岡・旭・朝日丘・猿投台・保見交 流館	○		○
豊田市ジュニアマーチングバンド 東海大会	11月3日	愛知県体育館	○		○
能・狂言が見たくなる講座 60分で観てみる能～鑑賞入門「花月」～	11月6日	能楽堂		○	○
そ・れ・ぞ・れ・の今展	11月8日	市民文化会館	○	○	○
種まき事業「オリジナルマグカップ作り」	11月9日	青少年センター	○	○	○

こども創造劇場 「アンダーグラウンドより愛をこめて」	11月10日	市民文化会館	○	○	○
ルドガー・ローマン パイプオルガン・リ サイタル	11月10日	コンサートホール			○
張濱二胡音楽会 2024 豊田公演	11月16日	コンサートホール	○		
若者応援事業 「婚活イベント 事前セミナー」	11月17日	青少年センター	○		
オーケストラ・アンサンブル金沢 能登半島地震 復興応援コンサート	11月21日	コンサートホール		○	○
キーウ・クラシック・バレエ 「夢の3大バレエ」	11月22日	市民文化会館			○
豊田市ジュニアマーチングバンド 全国大会壮行会	11月24日	高岡公園体育館		○	○
市民茶会	11月24日	童子苑他	○	○	○
活動支援事業 「牡蠣殻タイルづくり」	11月30日	青少年センター			○
とよた・音楽の大河コンサート 弦楽四重奏 音故知新 vol.1	11月30日	コンサートホール		○	○
異文化交流わたしたちのお国じまん	11月30日	稲武交流館	○		
交流館事業他 18回	5月1日～ 11月30日	交流館 他			○